

親あるときの
万が一に備える

手をつなぐ おたすけプラン

(団体長期障害所得補償保険)

暮らし

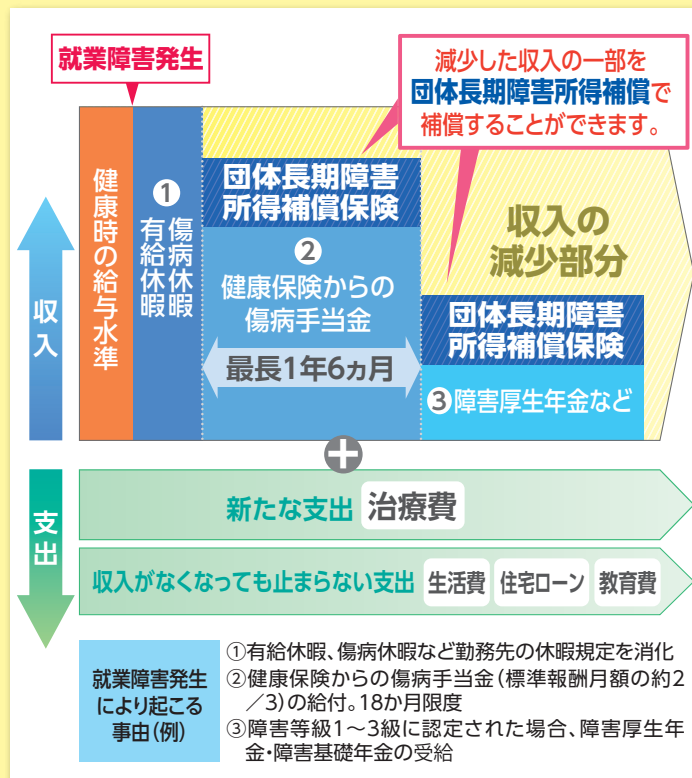
当制度は一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会の本体事業です。

補償1 団体長期障害所得補償保険

被保険者が病気やケガで働けなくなった時、収入をサポートします。

(被保険者：障害のある方のご家族、ご本人を支える支援者、一定の所得のある障害のある方)

就業障害期間が長びくと、暮らしへの負担が増していきます。公的保険やお勤め先の福利厚生制度だけでは、長期休業時の補償は、十分とは限りません。さらに、一般的な生命保険や医療保険では、長期休業時の補償はありません。



保険の特長

1 病気やケガによる就業障害をカバー

業務中、業務外を問わず、病気・ケガによる就業障害時の喪失所得の一部を補償します。

2 長期にわたる補償

就業障害発生時から65歳まで(A～Cプランの場合)の長期間で補償されます。

POINT

3 一部復職※の場合も補償

一部復職した場合でも、就業に支障があり就業障害発生直前と比べて20%超の所得喪失がある場合には保険金を支払います。

例 営業職の場合 支払対象外期間中(90日間)はいかなる業務にも全く従事できない状態となりますが、対象期間が開始するとそれ以降は、営業職から離れて内勤業務(軽作業等)に変わり所得が一定額以上削減になった場合なども、支払対象となります。

※一部復職とは、業務に復帰できたものの依然として就業障害が残り、就業障害直前に従事していた業務に完全には従事できない状態をいいます。

4 加入に際して、医師の審査は不要

健康状態を告知することで加入できます。

※健康状態によっては、加入できない場合や引受条件を制限しての加入となることがあります。

※精神の障害(発達障害、知的障害を含む)、その他告知書に記載の病気により、過去2年以内に医師の治療・投薬を受けたことがある方はご加入いただけませんのでご注意ください。

ご注意

令和8年10月1日よりメンタル疾患は補償対象外となりました

気分障害(そう病・うつ病など)、不安障害、統合失調症などの精神障害による就業障害は補償されません

保険期間 令和8年10月1日 午後4時 から 令和9年10月1日 午後4時(1年間)

※中途加入は毎月受け付けております。

補償2 葬祭費用等補償特約

被保険者がお亡くなりになった時、
残されたご家族を守るための
各種手続費用等を補償します。

被保険者：障害のある方のご家族、ご本人を支える支援者、一定の所得のある障害のある方



通算
300万円
限度

被保険者がお亡くなりになった際の以下の費用をお支払いします。

- 1 ご家族が負担する葬祭費用
- 2 ご家族が成年(未成年)後見制度を利用する際に負担する各種手続費用
- 3 法定相続人が遺産分割の協議に関して負担する法律相談費用

保険料例 (支払期間 最長満65歳までのプラン) その他の年齢・プランの保険料はパンフレットに掲載しています。

年齢区分		所得補償金額(月額)					
		10万円		20万円		30万円	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性
月払保険料	30～34歳	1,036円	900円	1,756円	1,630円	2,476円	2,360円
	40～44歳	1,993円	2,191円	3,363円	4,001円	4,733円	5,811円
	45～49歳	3,055円	3,264円	5,095円	5,934円	7,135円	8,604円

※葬祭費用等保険金額300万円(全プラン共通)

※支払対象外期間:90日間、特約:天災危険補償・葬祭費用等補償、団体割引10%適用

※同じ時期に募集する「手をつなぐおたすけプラン(介護・がん・日ごろ)(引受保険会社 損害保険ジャパン)」を含めたおたすけプランシリーズの加入人数が所定の人数に達しなかった場合、団体割引が変更(保険料が引き上げ)となることがあります。

○障害のある方ご本人が加入を希望する場合は必ず全国手をつなぐ育成会連合会東京事務所へお問い合わせください。

「手をつなぐおたすけプラン暮らし」の内容はこちらをご確認ください！

携帯電話・パソコンからご覧いただけます。

URL : zen-iku.jp/insurance



このチラシは概要を説明したものです。詳しくはパンフレットをご参照ください。

ご不明の点がありましたら下記取扱代理店または引受保険会社へお問い合わせください

〈取扱代理店〉

一般社団法人

全国手をつなぐ育成会連合会

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-17-6

第三和幸ビル2F-C

TEL 03-5358-9274 FAX 03-5358-9275 担当: 田邊

受付時間: 平日の午前10時～午後6時(土・日・祝日・年末年始を除きます。)

〈引受保険会社(幹事: 引受割合60%)〉

キャピタル損害保険株式会社

〒102-0073 東京都千代田区九段北一丁目8番10号 住友不動産九段ビル11階

TEL 03-5276-5602 FAX 03-5276-5609 担当: 小島

〈引受保険会社(非幹事: 引受割合40%)〉

損害保険ジャパン株式会社

医療・福祉開発部第二課